

第1章

デジタル遺品 について、まず 知っておきたいこと



そもそも「デジタル遺品」 って何なの？



「デジタル遺品」はとてもあいまいな言葉

最近ちらほらと聞かれるようになった「デジタル遺品」という言葉。従来の遺品と同じように対応しないとイケないものなのは何となくわかっても、何がデジタル遺品でどう向き合えばいいのかわからないイメージできない。それでいて、放っておくととんでもない被害をもたらすような怖さを感じる——。そんな印象を持たれている方は多いのではないのでしょうか。

正しく対応するために、とりあえずはデジタル遺品といわれるものの全体像をつかみましょう。それによって、やるべきことも見えてくるのではないかと思います。



デジタル遺品についての基礎知識はありますか？

- デジタル遺品は実体がないので放っておいても大丈夫だ
- パソコンやスマートフォンを処分してしまえば安心
- 機器のパスワードがわからなくても何とかなる
- デジタル遺品で実害が遺族に及ぶことはない

1つでもチェックがいたら要注意です。デジタル遺品の実体ととりまく環境を理解するところから始めましょう。そうすれば、デジタル遺品の持ち主として、また、デジタル遺品に対峙する遺族としても、怖がりすぎず、軽んじすぎず、ちょうどいい向き合い方が見えるようになると思います。



デジタル遺品の処理方法を知っていますか？

- パソコンやスマートフォンの処理の仕方はわかっている
- 機器に保存したデジタルデータの保全方法を理解している
- SNS やブログの死後対応は知っている
- ネット口座やネット証券を放置するリスクを理解している
- 放置していいものと手を打つべきものはわかっている
- 家族に伝えるべきものと隠したいものの線引きはできている

ほとんどチェックがつく人は、基礎編であるこの章はスキップして、遺族対応編の第2章や、本人の生前準備編である第3章に進んでください。チェックが少なめの方や、あらためてデジタル遺品の全体像を知りたい方は次のページに進んでください。

1-1

デジタル遺品とは何だろう？

たとえば亡くなった方の携帯電話はデジタル遺品でしょうか？ では、中身の電話帳はどうでしょう……？ 輪郭が見えにくいこの新しい遺品について、まずは全体像をつかみましょう。

▶ 情報端末からデジタルデータ、インターネット上の情報まで ◀

一般にデジタル遺品といわれるものには、スマートフォンや携帯電話、パソコンといった情報端末の遺品や、その中に保存されている写真や仕事の書類などのデジタルデータの遺品、インターネット上にある故人のマイページのアカウント（契約）と書き込んだ投稿、それに故人のネット口座の預金などが含まれます。大雑把に言えば、デジタルデータをつくって保管するモノと、デジタルデータそのもの、インターネットを介して使える状態になっているものの3つといえます。

ただし、情報端末の遺品に関しては、法律的な観点からデジタル遺品から除外して、家電や家具と同じように「動産」として扱う考え方もあります。また、デジタルカメラやブルーレイレコーダーといった、情報端末以外のデジタル機器も、デジタル遺品の範疇外とされることが多いです。

■ デジタル環境を通してしか実態がつかめない

はっきりと線引きできずに少しもどかしいのですが、デジタル遺品という言葉は最近生まれた俗語のため、法律用語のような明確な定義はありません。これからの変化の余地を多分に残したやわらかい言葉ととらえたほうがよいでしょう。

そうしたばやけた部分も踏まえて、故人が残っていた持ち物のうち、デジタルの環境を通してしか実態がつかめないものがデジタル遺品と考えるのが無難だと思います。